## 懲戒委員会設置運営要領

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	2006. 10. 01
2. 0	①構成員変更(社長、総務部長、監査部長) ②出席者追加(労働組合代表者、弁護士、 参考人) ③弁明聞き取りを単独でも実施できるようにする	2007. 02. 13
3. 0	①構成員変更(労働組合代表者3名を追加) ②出席者追加(労働組合代表者を削除)	2007. 10. 29
4.0	常務から副社長へ変更	2008. 07. 30
5. 0	懲罰委員会から懲戒委員会へ変更	2008. 10. 01
6. 0	委員長 社長→副社長	2008. 10. 30
7. 0	センター長の設置に伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01
8. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
9. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
10.0	監査部の名称変更に伴う変更	2012. 04. 01
10. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

## 懲戒委員会設置運営要領

規程番号 1001-0000-02-要制定日 2006年10月 1日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この委員会は、当社の従業員に対する懲戒の決定を目的とする。

(構成)

- 第 2条 この委員会は、社長を委員長とし、センター長、総務部長、労働組合執行委員長、副 執行委員長、書記長を委員とする。また、懲戒対象の従業員(以下「対象者」という) を出席要請するとともに次に該当する者の出席も認める。
  - (1) 弁護士
  - (2) 事実確認に必要な参考人

(任務)

- 第 3条 この委員会は、次の事項を審議・決定する。また、必要に応じて取締役会に報告する。
  - (1) 懲戒事由に関する事実確認
  - (2) 懲戒の是非および懲戒種類の決定

(弁明)

第 4条 この委員会は、対象者に弁明する機会を与えることによって、より公正な審議を行う。 なお、同じ案件で対象者が複数人いる場合、弁明の聞き取りを一人で行うか、複数人で 行うかは、対象者が選択できるものとする。

(運営)

- 第 5条 この委員会は、委員長が必要により開催する。
  - 2 この委員会の開催および議事内容は、非公開とする。
  - 3 対象者へは、懲戒対象の事由等を記入した文書にて事前に通知する。

(事務局)

第 6条 この委員会の事務局は、総務部におく。